

フォーラム富山「創薬」会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、フォーラム富山「創薬」と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を国立大学法人富山大学杉谷（医薬系）キャンパス（富山市杉谷2630番地）に置く。

(目 的)

第3条 本会は、富山県における創薬を進めるため、産学官間の情報交換及び交流を促進するとともに研究開発の推進を図り、もって国民の保健医療福祉の向上に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究会の開催
- (2) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、賛助会員、個人会員及び名誉会員とする。

- 2 賛助会員は、本会の目的及び事業に賛同する富山県内の医薬品関連業者及び関係団体をもって構成する。
- 3 個人会員は、本会の目的及び事業に賛同する次の者をもって構成する。
 - (1) 賛助会員に勤務する者
 - (2) 富山県内の大学関係者
 - (3) 富山県立試験研究機関関係者
 - (4) 富山県行政機関関係者
 - (5) その他幹事会において推薦を受けたもの
- 4 名誉会員は、本会の役員又は幹事を長年務めた者のうちから、幹事会において推薦を受け、総会にて承認を得た者とする。

(入 会)

第6条 会員の入会は、理事会の承認を受けるものとする。

(会 費)

第7条 賛助会員及び個人会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 既に納入した会費は返還しない。

(退 会)

第8条 会員は、会長に所定の退会届を提出することにより退会できる。

- 2 会員が正当な理由なくして所定の期日までに会費を納入しないときは、退

会したものと見なす。

3 会員の退会は、理事会に報告する。

(除 名)

第9条 会員が本会の名誉をき損し、又はこの会則に反する行為があったときは、総会において会員の4分の3以上の賛成により除名することができる。

第3章 役 員

(役 員)

第10条 本会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 理 事 25名以内(会長及び副会長を含む。理事のうち2名を常任理事とし、庶務及び会計を分担する。)

(4) 監 事 2名

2 会長は、国立大学法人富山大学長をもって充てる。

3 副会長は、理事の互選により選任するものとし、少なくとも1名は賛助会員から選任しなければならない。

4 理事及び監事の選任は総会において行う。

(役員の仕事)

第11条 会長は、本会を代表し、本会の業務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 理事は、重要事項を審議し、これを処理する。

4 監事は、本会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任はこれを妨げない。

2 役員に欠員が生じたとき又は変更があったときは、第10条第4項の規定にかかわらず、理事会において選任し補充することができる。ただし、補充によって選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(顧 問)

第13条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が理事会の推薦を受けて委嘱する。

第4章 会 議

(種 別)

第14条 本会に次の会議を設ける。

(1) 総 会

(2) 理事会

(総 会)

第15条 総会は、個人会員をもって構成する。

2 総会は毎年1回開催するものとし、事業年度終了後60日以内に開催しなければならない。ただし、会長が必要と認めるときは、随時開催することができる。

3 総会は、この会則中別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 役員を選任
- (5) その他理事会より付託された事項
(理事会)

第16条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

2 理事会は、会長が必要と認めるとき、随時開催する。

3 理事会は、この会則中別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した会務の執行に関する事項
- (3) その他会務に関する重要事項
(幹事会)

第17条 理事会に事業計画の企画・立案等を行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、理事会の構成員のうちから会長が指名する者若干名をもって構成するものとし、必要に応じて理事会の構成員以外の者を、その構成員として加えることができる。

3 前項の規定により幹事会に加えられる構成員は、会長が委嘱するものとする。

(招 集)

第18条 会議は、会長がこれを招集する。

(議 長)

第19条 会議の議長は、会長又は会長に指名された者がこれに当たる。

(定足数)

第20条 会議は、構成員の過半数の出席（委任状を提出した者を含む。）により成立する。

(議 決)

第21条 会議の議決は、出席者の過半数の議決をもって決する。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(議事録)

第22条 会議の議事については、その都度、議長が議事録署名人を指名し議事録を作成する。

第5章 会 計

(事業年度)

第23条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第24条 本会の運営は、会員より徴収する会費、本会の主催する事業への参加費及び寄附金をもってまかなう。

第6章 雑則

(その他)

第25条 この会則に定めるもののほか、フォーラム富山「創薬」に関し必要な事項は、総会の議を経て会長が定める。

附則

- 1 この会則は、平成12年2月5日から施行する。
- 2 この会則の施行の際、第10条第4項の規定により最初に理事及び監事に選任された者の任期については、第12条第1項本文の規定にかかわらず、平成14年3月31日までとする。
- 3 本会設立時の事業年度は、第23条の規定にかかわらず、この会則の施行日から平成13年3月31日までとする。

附則

- 1 この会則は、平成15年5月29日から施行する。

附則

- 1 この会則は、平成18年5月30日から施行し、平成17年10月1日から適用する。